

## 農業振興地域整備計画変更申出される皆様へ

### ◎ 農用地区域について

農業振興地域制度における農用地区域は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられています。その農地が除外要件などの全てを満たす場合のみ除外適当と判断され、転用が可能となります。申出の全てが除外されるとは限りませんので、土地の選定については慎重にしてください。

### ◎ 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと。
2. 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
3. 農用地の集団化、連たん性の確保、農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。
4. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたさないこと。
5. 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障が無いこと。
6. 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業等の実施区域の土地で無いこと。
7. 除外後、農地転用の許可が見込まれるものであること。
8. 除外面積は、その目的に対して必要最低限であること。
9. 申出者若しくはその関係者が過去の実績において不適当な行為を行っていないこと。

なお、不適切な行為とは、申出者及び関係者が当初の申出又は計画と異なる開発行為を行った場合をいう。

### 〈注意事項〉

- ① 「農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと」とは、農業振興地域整備計画で計画された農業上の土地利用の方向に記載されている計画に対して支障の有無を判断します。
- ② 農用地の集団化における集団とは、農用地の連たんしているもの、又は離れている一団の農用地が道路、鉄道その他の施設、河川、がけなどの地形、地物を境界としても、通作や管理などに支障が生じない地形、地物であれば、集団の一部として扱う。
- ③ 農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用とは、農作業の効率的に行うのに必要な作業環境の確保を指す。(周辺環境への影響も含めた高性能な農業機械による営農可能な土地：高性能な農業機械とは、乗用型トラクター、乗用型田植機、コンバイン、乗用型防除用動力散布機などを指す。)
- ④ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたすとは、除外する土地について、担い手（認定農業者又は特定農業法人若しくは特定農業団体のほか、安平町が効率的かつ安定的な農業経営者と認めるもの）が現に集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を縮小することを指す。

◎ 編入する場合は、次の要件を満たすことが必要です。

1. 既に設定されている農用地区域に連たんしていない場合は、原則としておおむね10ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することが認められること。
2. 既に設定されている農用地区域に連たんしている場合は、一体的に保全、整備することが適当と認められる農地等で、おおむね1ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することができるものと認められること。

◎ 変更申出の受付

毎年5月、9月、1月の年3回です。手続きには長い期間を要しますので、受付期間に十分にご注意下さい。

回	受付締切	備 考 (受付後のスケジュール予定)			
		農委総会	縦覧期間 (異議申立期間)	知事協議	決定告示
1	5月 6日	5/24 頃	6/1～7/15 (7/16～29)	8月上旬	8月下旬
2	9月 6日	9/26 頃	10/3～11/17 (11/18～12/2)	12月上旬	12月下旬
3	1月 11日	1/24 頃	2/1～3/15 (3/16～31)	4月上旬	4月下旬

◎ 手続きに要する期間は4ヶ月以上

変更申出の受付けから北海道知事の計画変更同意までの期間は約4～8ヶ月かかります。

◎ 農業振興地域農用地から除外後、速やかに農地転用などの手続きを

農業振興地域農用地から除外が認定された後、6ヶ月以内に農地転用等必要な手続き及び事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入する場合がありますのでご注意ください。

◎ 除外認可後除外申出の事業内容と同じ内容で農地転用手続きを

事業を行うには、除外された後に、農地転用等の手続きが必要です。農地転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。事業内容が変更となる場合は、まず取り下げの申出をし、改めて除外申出の手続きをとっていただきます。

◎ 許可無く農地転用はできません

農地転用の許可を得る前に、農地を農地以外に利用することはできません。除外申出や転用申請をしたからといっても、転用許可前に転用できません。無断で転用すると、申出却下や法により罰せられることがありますので、くれぐれもご注意ください

□ 問い合わせ先

安平町役場産業振興課 農政・畜産グループ TEL0145-22-2515

# 安平町デントコーン作付連携事業のご案内

【実施期間：R2～4年度】

R4年度予算要求額 3,840千円

酪農家と耕種農家が連携してデントコーンの作付けを行い、乳脂肪の向上及び輪作体系の確立を図り、地域内での循環型農業に挑戦する取組に対して支援します。

## 1. 交付対象者

① 町内に住所を置く酪農家

## 2. 交付要件

① 自家用サイレージとなるデントコーンの栽培作業全般（収穫は含まない。）を町内の耕種農家に委託していること。

## 3. 交付単価

10アール当たり 8,000円以内

## 4. 事業実施主体

酪農振興協議会、農業協同組合など

## 5. 事業実施期間

令和2年度から令和4年度まで（3年間）

### 【問い合わせ先】

J Aとまこまい広域畜産部 ☎22-2525

J Aとまこまい広域各支所 ☎各局-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

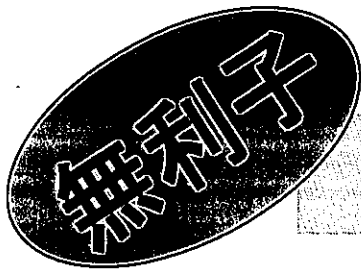


## ■ 酪農家が耕種農家に支払う10アール当たり委託料金（案）【参考】

現物収量	基本料金	堆肥を提供した場合		助成額 (交付額)
		運搬のみ	プラス散布	
6,500 kg以上	39,000円	▲ 2,000円	▲ 5,000円	▲ 8,000円以内
6,000 kg以上	36,000円			
5,500 kg以上	33,000円			
5,000 kg以上	30,000円			
4,500 kg以上	28,000円			

※ 生育期間85日タイプは、主に小麦前作を想定したものです。

※ 上記委託料には、収穫作業は含まれておりません。



あなたの農業経営の安定と改善をサポートする

## 安平町農業振興資金のご案内

### 1. 借入者の資格

- ・規模拡大や生産方式の合理化等の経営改善に資する事業を行おうとする安平町に在住する農業者及び農業団体など

### 2. 資金の主な使いみち

- ・経営改善（機械・施設等の導入）を図るとき
- ・土地改良（暗渠・用排水等）を実施するとき
- ・家畜の導入等を実施するとき
- ・各種補助事業に、自己資金の調達を必要とするとき

### 3. 貸付金の限度額と償還期限

- ・貸付限度額は個人200万円、団体500万円
  - ※ 貸付限度額内の融資率は100%
- ・償還年数は6年間（うち据置き1年）

### 4. 資金利用に必要なもの

- ①認定申請書（農業所得収支内訳書等）
- ②貸付申請書（見積書及びカタログ等）
- ③借用証書（印鑑証明書、収入印紙）

※ 連帯保証人2名は、町内に1年以上居住している町民



詳しくは、安平町産業振興課まで、お問い合わせください。

[電話番号：22-2515]

資金利用の申込は、随時受付しておりますので、お気軽にご相談ください。



令和4年2月発行  
安平町産業振興課農政・畜産グループ

# 安平町新規就農者支援一覧

R4年2月現在

## ■新規就農支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金〔5年間〕 <input type="checkbox"/> 農用地等の年間賃借料の1/2以内 <input type="checkbox"/> 農用地等の固定資産税相当額 <input type="checkbox"/> 農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する1.0%以内の利子補給 <input type="checkbox"/> 経営開始に必要な農業機械・施設の導入、農地取得等に対し、導入経費の1/2以内（上限300万円） （青年等就農計画の認定を受けてから5年間。ただし、限度額に達するまで）
	就農研修生	2. 就農研修生奨励金 <input type="checkbox"/> 住宅料の1/2以内（上限15,000円） （ただし、民間賃貸住宅に限る。） <input type="checkbox"/> 特別研修受講費の10/10
	受入農業者 農業指導団体	3. 営農指導費助成金 <input type="checkbox"/> 体験実習生に行う指導（60日以内） 日額1,000円 <input type="checkbox"/> 就農研修生に行う指導（2年以内） 月額30,000円
新規就農定住促進事業	新規就農者 農業後継者	1. 新規就農定住促進助成金（5年以上農業に従事するもの） <input type="checkbox"/> 新規就農者：20万円相当（概ね23歳以上～40歳未満） <input type="checkbox"/> 農業後継者：20万円相当

## ■体験実習支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	体験実習生	1. 体験実習生奨励金（30日以上60日以内の範囲） <input type="checkbox"/> 日額1,000円

## ■研修支援（新規参入・就農研修者育成向け支援）

研修支援名称	対象者・要件	支援内容
就農ルーキーズカレッジ	新規就農者 就農研修生 農業後継者等	【設置目的】 就農研修生等に対する総合的な研修を実施 【研修内容】 トレーニングファームの設置、各種機関研修・事業の活用等、就農実践圃場での研修

## ■滞在施設（新規参入・就農研修・体験実習者用滞在施設）

滞在施設名称	対象者・要件	施設内容
新規就農者用住宅	新規就農者 就農研修生 体験実習生	1. 安平町追分白樺（4LDK1戸） <input type="checkbox"/> 貸付料：月額20,000円 2. 安平町安平（3LDK1戸） <input type="checkbox"/> 貸付料：月額30,000円
移住促進住宅	新規就農者 就農研修生	1. 安平町追分本町、早来北進ほか <input type="checkbox"/> 構造：2～3LDK、延床面積51.89～95.70㎡ <input type="checkbox"/> 貸付料：月額10,000～12,000円

# 安平町新規就農定住促進助成制度のご案内



## 1 助成対象者 (次の要件を全て満たす方)

### 新規に農業経営者となる方

- ① 概ね23才以上40才未満の方。
- ② 町内において農用地及び農業用施設用地等を取得又は借受した方。
- ③ 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 経営移譲による権利取得は該当しません。

### 農業後継者となる方

(Uターン・新規学卒)

- ① 町内で農業を経営する親とともに農業に従事する者であって、農地基本台帳に登録された方。
- ② 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 後継者の基準日は、農地基本台帳に初めて登録された日となります。

## 2 助成額

新規農業経営及び農業後継者ともに**20万円相当が助成**されます。

## 3 その他

- ① 申請時期は助成要件を満たした日から1年以内となります。
- ② 過去に当該助成金の支給を受けた方は、該当しません。
- ③ 助成金の支給を受けた日から5年以内に農業に従事しなくなった場合又は休業した場合は、助成金を返還していただくこととなります。

## 4 問い合わせ先

安平町産業振興課 農政・畜産グループ ☎22-2515 (課直通)

# 55 新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算決定額 20,700 (20,501) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 2,900百万円)

## ＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援します。

## ＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

## ＜事業の内容＞

### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

### 2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- ③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

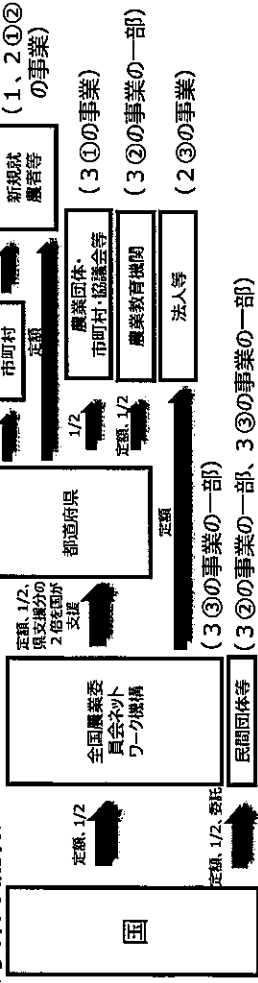
### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

### (令和3年度補正予算) 新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞



### 1. 経営発展への支援

#### 経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 県1/4, 本人1/4)

### 2. 資金面の支援

#### ① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

#### ③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

#### ① サポート体制構築事業※1

農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援

・就農相談員：資金・生活面等の相談

・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

② 就業準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 農業教育高度化事業

農業大学校、農業高校等における農業機械、設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化

・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者が対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

## 2 水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

### <対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援します。

### <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]) ○ 実需者との結びよきのなどで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]) ○ 飼料自給率の向上 (34% [令和12年度まで])

### <事業の内容>

#### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

#### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

#### 3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。

#### 4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限：0.5万円/10a) で国が追加的に支援します。

#### 5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。<sup>※7・8</sup>

<sup>※7</sup> 予算 (20億円) の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<sup>※8</sup> 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション」事業と一体的に執行

### <事業の流れ>営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】農産局企画課 (03-3597-0191)

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 <sup>※1</sup>	3.5万円/10a <sup>※2</sup>
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a <sup>※3</sup>

### <交付対象水田>

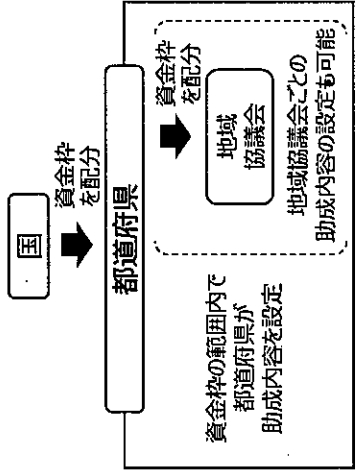
- ・たん水設備 (畦畔等) や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間 (令和4～8年度まで) で一度も水張り (水稲作付) が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※3：標準単収以上の収量が確認された者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価 (8万円/10a) で支援

### 産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物 <sup>※4</sup> の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 (3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分)	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約 (令和2年・3年からの継続分のみ)	0.6万円/10a

※4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

### 水田農業高収益化推進助成

- ① 高収益作物定着促進支援 (2万円 (3万円<sup>※5</sup>) /10a×5年間)  
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。 (②とセット)
- ② 高収益作物畑地化支援 (17.5万円/10a)  
高収益作物による畑地化の取組を支援<sup>※6</sup>。
- ③ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)  
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

- ※5：加工・業務用野菜等の場合
- ※6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援



## 4年産「生産の目安」の基本的な考え方

令和3年10月8日

北海道農業再生協議会水田部会

### 1 米をめぐる情勢

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。

本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

### 2 「生産の目安」の概要

#### (1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

#### (2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだ

け生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

## ■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稲全体		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
	もち	数量(t)			
		面積(ha)			
合計	合計	数量(t)			
		面積(ha)			

協議会	区分		水稲全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
	もち	数量(t)					
		面積(ha)					
合計	合計	数量(t)					
		面積(ha)					

### (3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

## 3 「生産の目安」の設定等

### (1) 作付意向調査の実施 (10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会(以下「水田部会」という。)が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」(目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等)を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向(面積)を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。

### (2) 団体ごとの販売計画策定(～11月)

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

### (3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定(12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。  
(算定方法の概要は別紙のとおり)

### (4) 「生産の目安」の決定・提示(12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

#### 4 「生産の目安」の推進等

##### (1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

##### (2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

##### (3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示状況等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

## 4年産「生産の目安」の算定方法の概要

### 1 算定の流れ

- (1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。
- (2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。
- (3) 令和4年産の主食用うるち米については、3の(1)のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。

### 2 全道の「生産の目安」の算定方法

#### (1) 数量の目安

##### ア 水稻全体

イからエの合計値とする。

##### イ 主食用米

次の情報を総合的に勘案し、算定する。

- (ア) 農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量
- (イ) 3/4年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）
- (ウ) 2/3年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）
- (エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況
- (オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の主食用米作付意向面積
- (カ) その他の関連資料

#### ウ 加工用米

##### (ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえて算定する。

##### (イ) もち

3年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

##### エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

#### (2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

### 3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

#### (1) 数量の目安

##### ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

##### イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2 (1) イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。

##### ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

##### (ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4 (2) の換算単収により数量に換算して取り扱う。

##### a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が 販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稻作付意向に一定割合(2%)を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が 販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を 反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の3年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

##### b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

##### (イ) その他(作付意向分)

作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

#### （ウ）その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

#### （2）面積の目安（主食用米以外の内訳にあつては参考値）

（1）イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

### 4 換算単収の算定方法

#### （1）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した3年産水稲の都道府県別の10a当たり平年収量（1.7mm基準ベース）とする。

#### （2）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成26年産から令和2年産までの水稲の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値（以下、「市町村別7中5平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別7中5平均単収（作況調整後）×補正係数

補正係数＝（農林水産省が公表した3年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別7中5平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

### 5 令和4年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和4年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、

次のとおり調整する。

**(1) 調整対象の地域協議会**

個々の生産者の作付意向を把握しており、かつ、令和3年産作付実績と比較し、令和4年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

**(2) 調整の方法**

ア 3の(2)に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ 数量の「目安」は、4の(2)の換算単収を用いて算出する。

**6 その他**

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

(3) 地域協議会が報告する作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとする。

# 令和4年産米の「生産の目安」等について

〔令和3年12月16日〕  
北海道農業再生協議会

## 1 全道の生産の目安

- 北海道の令和4年産の主食用米の生産の目安は46万3,196トン、面積で8万3,995ヘクタール、加工用とその他を加えた水稲全体の生産の目安は57万204トン、面積で10万3,476ヘクタールと設定。
- 令和3年産の実績と比べ、主食用米は4,405ヘクタール減少。水稲全体では240ヘクタール増加。  
令和3年産の目安と比べ、主食用米は11,886ヘクタール減少。水稲全体では、2,293ヘクタール減少。

### 4年産生産の目安（全道）

区分	水稲全体				
		主食用	加工用	その他	
うるち	数量 (t)	528,150	433,352	24,294	70,504
	面積 (ha)	95,742	78,475	4,422	12,845
もち	数量 (t)	42,054	29,844	11,913	297
	面積 (ha)	7,734	5,520	2,158	56
合計	数量 (t)	570,204	463,196	36,207	70,801
	面積 (ha)	103,476	83,995	6,580	12,901

## 2 設定に当たっての考え方

- 水稲全体  
農業者の生産意欲の向上、北海道米の安定供給、本道における水稲生産力の維持・確保を図る観点から、地域の作付意向等を踏まえて設定。
- 主食用米  
北海道米の需給と価格の安定を図るため、国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向、北海道米の民間在庫量の状況などを踏まえて、前年産の実績面積から5.0%減で設定。
- 加工用米  
本道における非主食用米の取組の柱であり、安定供給を継続するため、団体の販売計画に応じて設定。
- その他  
地域の作付意向を基本に、水稲全体の生産の目安と用途別の生産の目安との整合性にも配慮して設定。

## 3 地域協議会別の生産の目安

- 各地域協議会における3年産（うるちの主食用は2年産）の作付実績を基本に、全道の「生産の目安」及び各地域協議会における4年産の作付意向などを考慮し、設定。（別紙一覧表のとおり。）

## 4 今後の対応

- 道協議会水田部会は、設定した「生産の目安」を農業団体、集荷団体及び各地域協議会へ提示するとともに、「生産の目安」の実効性確保に向け、オール北海道の取組として需要に応じた生産を推進。
- 地域協議会においては、提示された全道及び地域協議会の「生産の目安」に基づき、生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を実施。



(参考)

○ 4年産米の生産の目安に係る前年産実績との比較

		3年産米の作付実績				4年産米の生産の目安				増減			
		水稻全体				水稻全体				水稻全体			
		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他	
うるち	数量(t)					528,150	433,352	24,294	70,504				
	面積(ha)					95,742	78,475	4,422	12,845				
もち	数量(t)					42,054	29,844	11,913	297				
	面積(ha)					7,734	5,520	2,158	56				
合計	数量t					570,204	463,196	36,207	70,801				
	面積ha	103,236	88,400	6,178	8,658	103,476	83,995	6,580	12,901	240 (0.2%)	▲ 4,405 (▲5.0%)	402 (6.5%)	4,243 (49.0%)

○ 4年産米の生産の目安に係る前年産目安との比較

		3年産米の目安				4年産米の生産の目安				増減			
		水稻全体				水稻全体				水稻全体			
		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他	
うるち	数量(t)	539,650	495,347	22,250	22,054	528,150	433,352	24,294	70,504	▲ 11,500 (▲2.1%)	▲ 61,995 (▲12.5%)	2,044 (9.2%)	48,450 (219.7%)
	面積(ha)	97,929	89,838	4,055	4,037	95,742	78,475	4,422	12,845	▲ 2,187 (▲2.2%)	▲ 11,362 (▲12.6%)	367 (9.1%)	8,808 (218.2%)
もち	数量(t)	42,135	32,292	9,369	474	42,054	29,844	11,913	297	▲ 81 (▲0.2%)	▲ 2,448 (▲7.6%)	2,544 (27.2%)	▲ 177 (▲37.3%)
	面積(ha)	7,840	6,043	1,707	90	7,734	5,520	2,158	56	▲ 106 (▲1.4%)	▲ 523 (▲8.7%)	451 (26.4%)	▲ 34 (▲37.9%)
合計	数量t	581,785	527,639	31,619	22,528	570,204	463,196	36,207	70,801	▲ 11,581 (▲2.0%)	▲ 64,443 (▲12.2%)	4,588 (14.5%)	48,273 (214.3%)
	面積ha	105,769	95,881	5,762	4,126	103,476	83,995	6,580	12,901	▲ 2,293 (▲2.2%)	▲ 11,886 (▲12.4%)	818 (14.2%)	8,774 (212.7%)

○ 農業団体・集荷団体における4年産米の販売計画

		3年産米の集荷実績(見込)				4年産米の販売計画				増減			
		水稻全体				水稻全体				水稻全体			
		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他		主食用	加工用	その他	
うるち	数量(t)	376,493	335,521	18,516	22,456	286,014	254,750	19,679	11,585	▲ 90,479 (▲24.0%)	▲ 80,771 (▲24.1%)	1,163 (6.3%)	▲ 10,871 以下 (▲48.4%) 以下
									以上				
もち	数量(t)	44,695	35,943	8,742	10	37,901	28,292	9,609	0	▲ 6,794 (▲15.2%)	▲ 7,651 (▲21.3%)	867 (9.9%)	▲ 10 (▲100.0%)
合計	数量(t)	421,188	371,464	27,258	22,466	323,915	283,042	29,288	11,585	▲ 97,273 (▲23.1%)	▲ 88,422 (▲23.8%)	2,030 (7.4%)	▲ 10,881 以下 (▲48.4%) 以下
									以上				

※端数処理の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○ 4年産水稻の作付意向(暫定)

		4年産水稻の作付意向			
		水稻全体			
		主食用	加工用	その他	
うるち	面積(ha)	95,742	84,133	4,372	7,237
もち	面積(ha)	7,505	5,714	1,751	40
合計	面積(ha)	103,247	89,847	6,123	7,277

※端数処理の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(別添)4年産「生産の目安」地域協議会別一覧

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	水稲全体						うち主要用以外						(参考)主要用以外の内訳					
			数量		面積		うち主要用		うち主要用以外		加工用		その他(作付率区分)		その他(作付率区分)		その他(作付率区分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
空知	夕張市農業振興協議会	471	57,459	12.2	57,459	12.2	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	JAIいわさわ地域農業再生協議会	552	33,804,659	6,135.0	24,783,565	4,494.5	9,021,094	1,640.5	5,494.5	2,972,344	540.5	6,048,750	1,100.0	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	峰延農協地域農業再生協議会	563	11,370,416	2,023.7	7,517,771	1,336.7	3,852,645	687.0	1,336.7	1,872,204	211.7	2,665,441	475.3	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	美瑛市農協地域農業再生協議会	568	12,653,258	2,232.0	8,260,523	1,455.8	4,392,735	776.2	1,455.8	1,076,242	190.1	3,315,354	585.9	0.000	0.000	0.2	1,139	36.2		
空知	芦別市農業再生協議会	555	8,668,854	1,567.8	5,925,123	1,066.6	2,764,731	499.2	1,066.6	1,623,735	292.8	941,149	170.2	199,847	199,847	0.0	0.000	0.0		
空知	赤平市農業再生協議会	561	2,140,501	382.1	1,859,651	331.8	280,850	50.3	331.8	0.000	0.0	5,477	1.0	275,373	49.3	0.0	0.000	0.0		
空知	滝川市農業再生協議会	561	11,852,525	2,116.0	8,277,796	1,753.6	2,024,729	362.4	1,753.6	600,377	107.4	608,758	108.9	815,594	146.1	0.0	0.000	0.0		
空知	砂川市農業再生協議会	552	2,567,297	465.6	2,169,624	393.4	397,673	72.2	465.6	65,714	11.9	187,595	34.1	144,364	26.2	0.0	0.000	0.0		
空知	深川市地域農業再生協議会	577	30,032,689	5,212.6	25,814,502	4,478.6	4,218,187	734.0	5,212.6	922,843	160.5	2,584,574	449.7	710,770	123.8	0.0	0.000	0.0		
空知	南樺町農業再生協議会	546	10,866,576	1,992.7	9,996,621	1,832.8	869,955	159.9	1,992.7	98,116	18.0	771,839	141.9	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	奈井江町地域農業再生協議会	561	6,561,047	1,171.3	5,769,515	1,029.5	791,532	141.8	1,171.3	0.000	0.0	455,744	81.6	335,788	60.2	0.0	0.000	0.0		
空知	由仁町農業再生協議会	516	8,152,704	1,582.0	7,603,630	1,475.2	549,074	106.8	1,582.0	55,275	10.7	155,133	30.2	338,666	65.9	0.0	0.000	0.0		
空知	長沼町地域農業再生協議会	497	8,691,305	1,751.7	6,535,224	1,316.3	2,156,081	435.4	1,751.7	522,261	105.4	1,633,820	330.0	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	栗山町農業再生協議会	515	7,700,790	1,497.4	6,998,942	1,360.4	701,848	137.0	1,497.4	32,778	6.4	297,871	58.1	371,199	72.5	0.0	0.000	0.0		
空知	月形町農業再生協議会	553	6,067,425	1,098.8	5,147,330	931.8	920,095	167.0	1,098.8	238,117	43.2	681,978	123.8	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
空知	清い町地域農業再生協議会	535	9,097,802	1,703.6	7,379,589	1,380.9	1,718,213	322.7	1,703.6	0.000	0.0	756,564	142.0	961,649	180.7	0.0	0.000	0.0		
空知	新十津川町地域農業再生協議会	564	19,540,988	3,469.5	17,483,660	3,103.2	2,057,328	366.3	3,469.5	34,627	6.1	128,162	22.8	1,894,539	337.4	0.0	0.000	0.0		
空知	妹背牛町地域農業再生協議会	564	13,083,935	2,323.3	11,308,305	2,007.1	1,775,830	316.2	2,323.3	54,459	9.7	1,148,910	204.5	572,261	105.0	0.0	0.000	0.0		
空知	秩父別町農業再生協議会	590	12,929,662	2,194.8	11,107,748	1,884.7	1,821,914	310.1	2,194.8	300,223	51.1	546,834	93.0	974,857	165.0	0.0	0.000	0.0		
空知	南郷町地域農業再生協議会	564	12,393,497	2,200.6	10,945,253	1,942.6	1,448,244	258.0	2,200.6	70,063	0.0	746,518	132.9	701,726	125.1	0.0	0.000	0.0		
空知	北郷町農業再生協議会	591	10,108,740	1,712.7	9,064,638	1,535.2	1,044,102	177.5	1,712.7	0.000	0.0	52,104	8.9	921,935	156.8	0.0	0.000	0.0		
空知	沼田町農業再生協議会	601	14,578,458	2,429.2	12,943,881	2,156.0	1,634,577	273.2	2,429.2	0.000	0.0	621,090	103.7	1,013,487	169.5	0.0	0.000	0.0		
空知計			252,941,587	45,274,600	208,500,350	37,280,900	44,441,237	7,893,700	208,500,350	8,854,378	1,777,300	24,353,665	4,398,500	10,233,194	1,817,800					
石狩	札幌市農業再生協議会	494	117,686	23.9	100,189	20.3	17,497	3.6	117,686	0.000	0.0	0.000	0.0	17,497	3.6	0.0	0.000	0.0		
石狩	江別市地域農業再生協議会	515	4,724,889	918.8	4,123,845	801.5	601,044	117.3	918.8	0.000	0.0	114,970	22.4	486,074	94.9	0.0	0.000	0.0		
石狩	千歳市地域農業再生協議会	467	468,931	100.6	392,771	84.2	76,160	16.4	100.6	0.000	0.0	0.000	0.0	76,160	16.4	0.0	0.000	0.0		
石狩	喜望峯町地域農業再生協議会	498	2,527,028	508.0	2,428,490	488.1	98,538	19.9	508.0	0.000	0.0	0.000	0.0	98,538	19.9	0.0	0.000	0.0		
石狩	北広島市地域農業再生協議会	485	722,307	149.1	641,503	132.4	80,804	16.7	149.1	0.000	0.0	0.000	0.0	80,804	16.7	0.0	0.000	0.0		
石狩	石狩市農業再生協議会(石狩)	525	3,013,498	578.0	2,465,402	470.1	548,096	104.9	578.0	146,173	28.0	318,449	60.9	83,474	16.0	0.0	0.000	0.0		
石狩	石狩市農業再生協議会(厚田)	525	2,634,680	502.5	2,327,917	443.9	306,763	58.6	502.5	0.000	0.0	0.000	0.0	176,852	33.8	0.0	0.000	0.0		
石狩	石狩市農業再生協議会(浜益)	525	1,504,939	287.2	1,316,025	251.0	188,914	36.2	287.2	0.000	0.0	0.000	0.0	91,768	17.6	0.0	0.000	0.0		
石狩	当別町農業再生協議会	534	8,056,487	1,510.8	7,289,662	1,368.4	756,825	142.4	1,510.8	260,877	49.1	300,023	56.4	195,925	36.9	0.0	0.000	0.0		
石狩	新篠津村農業再生協議会	568	14,311,611	2,523.7	11,406,576	2,010.3	2,905,035	513.4	2,523.7	1,036,001	183.1	1,869,034	330.3	0.000	0.000	0.0	0.000	0.0		
石狩計			38,082,056	7,099,600	32,502,380	6,070,200	5,579,878	1,029,400	32,502,380	1,443,051	280,200	2,829,553	513,400	1,307,092	255,800					

振興局	地味協働会	換算単収 (kg/10a)	水稲全体						うち主産用以外						(参考)主産用以外の内訳					
			水稲全体		うち主産用		うち主産用以外		加工用		その他(作付重向分)		その他(作付重向分)		その他(作付重向分)					
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
後志	小樽市	495	57,689	11.6	42,776	8.6	14,913	3.0	0.000	0.0	2,859	0.6	11,954	2.4						
後志	島牧村地域農業再生協議会	439	107,999	24.7	73,163	16.7	34,836	8.0	0.000	0.0	11,401	2.6	23,435	5.4						
後志	寿都町水田農業推進協議会	286	3,718	1.3	3,718	1.3	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0						
後志	黒松内町農業再生協議会	465	181,984	39.1	163,123	35.1	18,771	4.0	18,771	4.0	0.000	0.0	0.000	0.0						
後志	蘭越町農業再生協議会	526	10,892,828	2,074.7	7,790,829	1,482.7	3,101,999	592.0	239,828	45.7	2,354,700	448.4	507,471	96.9						
後志	二七町地域農業再生協議会	509	1,856,595	365.4	1,419,309	279.1	437,286	86.3	5,631	1.1	359,312	70.9	72,343	14.3						
後志	真狩村地域農業再生協議会	424	32,286	7.6	31,066	7.3	1,220	0.3	0.000	0.0	0.000	0.0	1,220	0.3						
後志	留妻都村地域担い手育成総合支援協議会	290	1,740	0.6	1,740	0.6	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0						
後志	豊茂別町地域農業再生協議会	186	0,930	0.5	0,930	0.5	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0						
後志	京様町地域農業再生協議会	501	4,506	0.9	4,258	0.8	0.248	0.1	0.000	0.0	0.000	0.0	0.248	0.1						
後志	倶知安町農業再生協議会	533	1,278,760	240.2	1,012,201	190.1	266,559	50.1	40,628	7.6	162,936	30.7	62,995	11.8						
後志	共和町農業再生協議会	553	8,703,743	1,576.8	6,578,298	1,190.9	2,125,445	385.9	1,086,718	197.2	180,249	32.7	858,478	156.0						
後志	岩内町農業再生協議会	509	439,972	86.6	348,512	68.6	91,460	18.0	42,996	8.5	0.000	0.0	48,464	9.5						
後志	古平町	475	69,592	14.6	54,648	11.5	14,944	3.1	0.000	0.0	8,674	1.8	6,270	1.3						
後志	仁木町地域農業再生協議会	529	2,352,400	445.6	1,906,921	360.9	445,479	84.7	4,073	0.8	219,638	41.7	221,768	42.2						
後志	糸市町農業再生協議会	521	1,113,25	21.4	1,08,881	20.9	2,444	0.5	0.000	0.0	0.000	0.0	2,444	0.5						
後志	赤井川村	527	720,514	137.0	575,303	109.3	145,211	27.7	0.000	0.0	62,052	11.8	83,159	15.9						
後志計			26,818,491	5,046,600	20,115,676	3,764,900	6,700,815	1,263,700	1,438,645	264,900	3,361,921	642,200	1,900,249	356,600						
胆振	室蘭市	487	29,071	5.9	28,903	5.9	0.168	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.168	0.0						
胆振	伊達市地域農業再生協議会	497	1,029,959	207.6	791,591	159.5	238,268	48.1	145,552	29.4	36,387	7.3	56,329	11.4						
胆振	豊浦町地域農業再生協議会	456	85,225	18.7	81,196	17.8	4,029	0.9	0.000	0.0	3,997	0.9	0.032	0.0						
胆振	土響町地域農業再生協議会	485	589,286	119.2	527,714	106.7	61,572	12.5	0.000	0.0	4,438	0.9	57,134	11.6						
胆振	厚真町農業再生協議会	501	7,573,673	1,514.0	6,485,472	1,295.9	1,088,201	218.1	109,856	22.0	532,136	106.6	446,209	89.5						
胆振	洞爺湖町地域農業再生協議会	484	279,544	57.9	235,160	48.7	44,384	9.2	0.000	0.0	0.000	0.0	44,384	9.2						
胆振	安平町農業再生協議会	507	1,393,129	275.2	1,233,709	243.6	159,420	31.6	9,385	1.9	110,314	21.8	39,721	7.9						
胆振	心か町鶴川地域農業再生協議会	510	4,513,943	866.9	2,644,213	519.0	1,869,630	367.9	1,035,918	203.8	833,712	164.1	0.000	0.0						
胆振	心か町穂別地域農業再生協議会	510	3,035,186	596.0	2,679,022	525.9	356,164	70.1	0.000	0.0	126,104	24.8	230,060	45.3						
胆振計			18,528,816	3,681,400	14,706,980	2,923,000	3,821,836	758,400	1,300,711	257,100	1,647,088	326,400	874,037	174,900						
日高	日高地区農業再生協議会	494	141,528	28.7	129,619	26.2	11,909	2.5	0.000	0.0	6,225	1.3	5,684	1.2						
日高	日高町門別地区農業再生協議会	494	1,558,123	315.9	1,351,490	273.9	206,633	42.0	28,590	5.8	57,579	11.7	120,464	24.5						
日高	平取町農業協議会	515	2,439,400	474.4	2,113,530	410.8	325,870	63.6	64,709	12.6	6,613	1.3	254,548	49.7						
日高	新冠町農業再生協議会	494	755,367	153.2	701,760	142.3	53,607	10.9	0.000	0.0	29,527	6.0	24,080	4.9						
日高	狩内農業再生協議会	476	387,348	81.5	345,021	72.6	42,327	8.9	0.000	0.0	0.000	0.0	42,327	8.9						
日高	三石農業再生協議会	476	632,653	133.1	608,193	127.9	24,460	5.2	0.000	0.0	0.000	0.0	24,460	5.2						
日高	浦河町農業再生協議会	464	168,090	36.3	146,886	31.7	21,204	4.6	0.000	0.0	0.000	0.0	21,204	4.6						
日高	様似町農業再生協議会	469	108,105	23.1	95,119	20.3	12,986	2.8	0.000	0.0	0.000	0.0	12,986	2.8						
日高計			6,190,614	1,246,200	5,481,618	1,105,700	698,996	140,500	93,299	18,400	99,844	20,300	505,753	101,800						

振興局	地協協議会	換算単収 (kg/10a)	水稲全体										(参考)主実用以外の内訳 (その他(作付面積百分))									
			水稲全体		主実用		主実用以外		加工用		その他(作付面積百分)		その他(作付面積百分)		その他(作付面積百分)							
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)				
渡島	渡島市農業再生協議会	456	388,567	85.5	289,510	63.6	99,057	21.9	20,051	4.4	43,996	9.7	35,010	7.8								
渡島	北斗市農業再生協議会	516	6,314,660	1,226.0	4,447,010	862.7	1,867,650	363.3	1,423,180	276.8	444,470	86.5	0,000	0.0								
渡島	松前町	376	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0								
渡島	福島町地域農業再生協議会	434	88,241	20.4	77,687	17.9	10,554	2.5	0,000	0.0	0,000	0.0	10,554	2.5								
渡島	知内町農業再生協議会	465	1,883,002	405.7	1,572,490	338.6	310,512	67.1	34,587	7.5	113,957	24.6	161,968	35.0								
渡島	木古内町農業再生協議会	472	1,382,030	293.3	1,132,080	240.1	249,950	53.2	80,921	17.2	20,195	4.3	148,834	31.7								
渡島	七飯町地域農業再生協議会	488	1,991,417	408.7	1,566,402	321.3	425,015	87.4	186,811	38.4	238,204	49.0	0,000	0.0								
渡島	森町地域農業再生協議会	515	1,016,398	197.7	699,759	136.0	316,639	61.7	285,344	55.6	0,000	0.0	31,295	6.1								
渡島	八雲町地域農業再生協議会	526	1,737,240	330.2	1,035,222	196.8	702,018	133.4	691,743	131.5	10,093	1.9	0,182	0.0								
道庁計			14,801,555	2,967,500	10,820,160	2,177,000	3,981,395	780,900	2,722,637	531,400	870,915	176,000	387,843	83,100								
樺山	江差町地域農業再生協議会	514	1,412,894	275.2	1,094,013	213.0	318,881	62.2	123,810	24.1	119,631	23.4	75,440	14.7								
樺山	上ノ国町農業再生協議会	479	1,120,818	234.4	874,323	182.7	246,495	51.7	69,110	14.5	69,346	14.5	108,039	22.7								
樺山	厚沢部町地域農業再生協議会	527	2,687,275	510.9	1,925,270	385.7	762,005	145.2	499,539	95.1	128,621	24.5	133,845	25.6								
樺山	乙部町農業再生協議会	456	365,540	80.3	286,453	62.9	79,087	17.4	20,034	4.4	59,053	13.0	0,000	0.0								
樺山	奥尻町地域農業再生協議会	457	169,603	37.1	121,700	26.6	47,903	10.5	20,654	4.5	0,000	0.0	27,249	6.0								
樺山	今金町地域農業再生協議会	510	7,126,198	1,399.9	5,345,300	1,049.2	1,780,898	350.7	462,394	91.0	612,197	120.5	706,307	139.2								
樺山	廿九ヶ所町農業再生協議会	527	7,830,748	1,488.7	5,244,189	996.1	2,586,559	492.6	947,572	180.4	1,040,771	198.2	598,216	114.0								
樺山計			20,713,076	4,026,500	14,891,248	2,896,200	5,921,828	1,130,300	2,143,113	414,000	2,029,519	394,100	1,649,096	322,200								
上川	旭川市農業再生協議会	591	35,862,333	6,077.9	29,234,859	4,951.9	6,627,474	1,126.0	2,419,727	410.8	670,874	114.0	3,536,573	601.2								
上川	士別市農業再生協議会	533	12,886,157	2,420.4	11,638,771	2,185.4	1,247,386	235.0	244,314	45.9	63,901	12.0	939,171	177.1								
上川	名寄地域農業再生協議会	582	20,605,658	3,667.1	12,435,856	2,213.1	8,169,802	1,454.0	7,929,908	1,411.2	80,652	14.4	159,242	28.4								
上川	高良野市農業再生協議会	551	3,203,541	582.3	2,900,628	527.0	302,913	55.3	0,000	0.0	0,000	0.0	302,913	55.3								
上川	鷹栖町農業再生協議会	589	13,791,251	2,345.5	11,092,302	1,885.2	2,698,949	460.3	816,693	139.2	103,802	17.7	1,778,454	303.4								
上川	東神楽町地域農業再生協議会	593	7,847,522	1,325.3	6,896,039	1,164.1	951,483	161.2	0,000	0.0	74,496	12.6	876,987	148.6								
上川	当麻町地域農業再生協議会	567	14,767,219	2,808.6	12,129,920	2,141.6	2,637,299	467.0	1,276,533	226.2	156,538	27.7	1,202,228	213.1								
上川	比布町地域農業再生協議会	579	8,599,372	1,488.0	6,063,382	1,048.3	2,535,990	439.7	1,020,448	176.8	1,176,637	204.0	338,905	59.9								
上川	豊別町農業再生協議会	537	5,645,708	1,052.8	4,048,906	754.5	1,596,802	298.3	521,597	97.4	704,528	131.5	370,677	69.4								
上川	上川町農業再生協議会	561	1,463,675	260.9	1,094,864	195.2	368,811	65.7	346,371	61.7	22,440	4.0	0,000	0.0								
上川	真川町地域農業推進協議会	583	12,757,785	2,191.6	10,709,413	1,838.8	2,048,372	352.8	656,743	113.0	470,422	81.0	921,207	158.8								
上川	美瑛町農業再生協議会	580	5,126,988	885.4	4,268,655	736.8	858,333	148.6	385,508	66.7	213,037	36.9	259,788	45.0								
上川	上高良野町農業再生協議会	562	4,255,654	758.5	3,568,083	635.6	667,571	122.9	0,000	0.0	16,795	3.0	670,776	119.9								
上川	中富良野町地域農業再生協議会	570	6,487,390	1,139.5	6,009,047	1,055.3	478,343	84.2	13,366	2.3	0,000	0.0	464,977	81.9								
上川	南富良野町地域農業再生協議会	565	564,577	100.0	533,096	94.4	31,481	5.6	31,481	5.6	0,000	0.0	0,000	0.0								
上川	占冠町地域農業再生協議会	552	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0	0,000	0.0								
上川	和琴町地域農業再生協議会	579	4,636,249	801.8	4,225,793	730.6	410,456	71.2	34,690	6.0	49,863	8.6	325,903	56.6								
上川	新湯町地域農業再生協議会	582	3,808,469	678.4	3,518,690	626.6	289,779	51.8	57,439	10.2	0,000	0.0	232,340	41.6								
上川	下川町地域農業再生協議会	509	306,484	60.2	287,630	56.5	18,854	3.7	18,854	3.7	0,000	0.0	0,000	0.0								
上川	美深町農業再生協議会	536	1,193,702	222.7	1,029,593	192.1	164,109	30.6	164,109	30.6	0,000	0.0	0,000	0.0								
上川	幌加内町地域農業再生協議会	563	2,167,187	385.2	1,593,267	283.0	573,920	102.2	150,004	26.6	403,920	72.0	19,996	3.6								
上川計			165,976,921	29,052,100	133,278,794	23,316,000	32,698,127	5,736,100	16,085,785	2,833,900	4,207,905	739,400	12,400,437	2,162,800								

振興局	地域協働会	換算単収 (kg/10a)	水稲全体												その他(作付率減分)	
			うち主要用			うち主要用以外			加工用			その他(作付率減分)			その他(作付率減分)	
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)
留萌	留萌市農業再生協議会	529	2,324.079	440.0	2,021.690	382.6	302.389	57.4	0.0	74,182	14.1	228.207	43.3			
留萌	増毛町農業再生協議会	466	1,234.907	265.4	1,024.284	220.0	210.623	45.4	0.0	58,482	12.6	152,141	32.8			
留萌	小平町農業再生協議会	530	4,934.870	932.4	4,421.505	835.1	513.365	97.3	0.0	57,852	10.9	455,813	86.4			
留萌	吉前町地域農業再生協議会	524	4,076.251	779.1	3,594.312	684.7	491.939	94.4	0.0	0.0	0.0	491,939	94.4			
留萌	羽幌町地域農業再生協議会	524	5,193.224	993.5	4,528.177	865.1	670.047	128.4	105,575	20.2	125,278	24.0	439,194	84.2		
留萌	初山別村地域農業再生協議会	526	1,437.799	273.3	1,351.872	257.0	85,927	16.3	85,927	16.3	0.0	0.0	0.0			
留萌	遠別町地域農業再生協議会	506	2,125.823	420.1	1,733.173	342.5	392,650	77.6	392,650	77.6	0.0	0.0	0.0			
留萌計			21,331,953	4,103,800	18,665,013	3,587,000	2,666,940	516,800	584,152	114,100	315,494	61,600	1,767,294	341,100		
オホーツク	北見市農業再生協議会(北見市地域水田農業再生協議会)	505	2,007.720	397.5	1,772.897	351.0	234,823	46.5	213,818	42.3	9,463	1.9	11,542	2.3		
オホーツク	北見市農業再生協議会(雄勝市地域水田農業再生協議会)	505	1,346.681	266.7	1,199,038	237.3	148,643	29.4	137,452	27.2	0.0	0.0	11,191	2.2		
オホーツク	美幌町農業再生協議会	476	130.178	27.3	94,676	19.9	35,502	7.4	35,361	7.4	0.0	0.0	0,141	0.0		
オホーツク	津別町地域農業再生協議会	486	67,081	13.6	45,924	9.3	21,157	4.3	0.0	0.0	9,388	1.9	11,768	2.4		
オホーツク	訓子府町農業再生協議会	456	292,546	64.2	263,340	57.8	29,206	6.4	29,206	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0		
オホーツク	大空町農業再生協議会	479	932,522	194.7	810,783	169.3	121,739	25.4	121,739	25.4	0.0	0.0	0.0	0.0		
オホーツク計			4,776,728	964,000	4,185,658	844,600	591,070	119,400	537,576	108,700	18,851	3,800	34,643	6,900		
十勝	青更町農業再生協議会	335	17,000	5.0	12,352	3.6	4,648	1.4	0.0	0.0	4,338	1.3	0.310	0.1		
十勝	兼別町農業再生協議会	502	10,894	2.2	10,894	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
十勝	池田町農業再生協議会	371	16,435	4.4	14,876	4.0	1,559	0.4	0.0	0.0	1,113	0.3	0.446	0.1		
十勝	本別町農業再生協議会	552	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
十勝計			44,329	11.6	38,122	9.8	6,207	1.8	0.0	0.0	5,451	1.6	0.756	0.2		
地域協働会計			570,204,126	103,475.9	463,195,959	83,995.3	107,008,127	19,480.6	36,207,347	6,580.0	39,740,386	7,277.3	31,060,394	5,623.3		
全道の目安			570,204,126	103,475.9	463,195,959	83,995.3	107,008,127	19,480.6	36,207,347	6,580.0	39,740,386	7,277.3	31,060,394	5,623.3		

3.6.5.6.5 合計

# 安平町土壌診断推進事業のご案内

【実施期間：H25 年度～】

R4 年度予算要求額 1,530 千円

土壌診断事業を推進することにより、バランスのとれた土づくりと農作物の安定生産を図り、元気あふれる農業環境の整備を目指します。

## 1. 土壌診断事業の推進【該当予算 510 千円】

### 補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する農業者、農業生産法人など
- 対象経費 JAとまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 補助率 土壌診断費用1点当たりに対し2分の1以内
- 事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

## 2. 土壌診断推進体制の確立【該当予算 1,020 千円】

### 支援の内容

- 対象者 JAとまこまい広域
- 対象経費 JAとまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 算出方法 市町負担@1,500円×安平町民利用実績点数

### 【問い合わせ先】

JAとまこまい広域営農部 ☎27-2246

JAとまこまい広域早来支所 ☎22-2525

JAとまこまい広域追分支所 ☎25-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



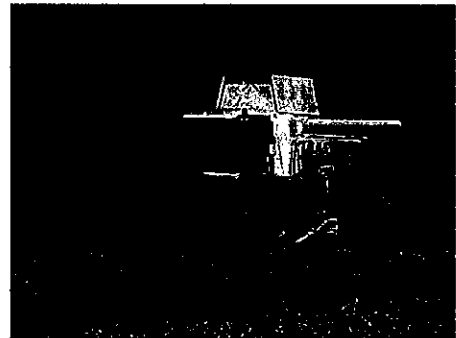
# 安平町地域農業支援システム整備事業

【事業開始年度：H22年度】

R4年度予算要求額5,000千円

## イメージ

農業者の共同の取組により、地域の課題解決や活性化を目指して、作業機械及び農業用施設を導入する場合



補助率等

優先順位

## 対象者

次の団体が対象となります。（※ ただし、町内に住所を有していること。）

- 1 農業者3人以上で構成された農業生産法人
- 2 農業者3人以上で構成された法人格を有しない団体
- 3 機械利用組合等の共同性の高い団体
- 4 農業協同組合

★ 例えば、次のような整備内容が対象になります ★

- ◆ 農作業を共同化するための作業機械〔ホイルローダー、大型コンバインなど〕
- ◆ 新規作物の導入を行うための機械等〔最新技術及び新規作物等の対応機械など〕

事業期間  
3～5年度

安平町の農業づくりに向けたはじめの1歩(いっぽ)!!  
～土づくりからスタートする元気な農業づくり～

## 安平町緑肥導入促進事業のご案内

R4年度予算要求額 2,400千円

### 1. 事業の対象

- ① 対象者～町内に1年以上在住する農業者及び農業法人
  - ② 対象地～現況地目が「畑」である町内の農地
- ※ ただし、転作田への作付けは、対象外です。

### 2. 事業の内容

#### ○ 対象作物及び要件

対象緑肥作物名	基本要件	
	10アール当たり播種量	共通項目
えん麦野生種 (ハイブリッド、サイア)	10kg以上 15kg以内	① 鋤込み後は、必ず土壌分析を実施すること。 ② 前・後作物が輪作体系を考慮していること。
アブラナ科 (秋カブ、夏カブ、春カブ)	1kg以上 2kg以内	
ひまわり (りん蔵)	1kg以上 2kg以内	
マメ科 (アカロパー、クリソクパー)	2kg以上 3kg以内	

#### ○ 補助率

事業費の4分の1以内 (ただし、消費税は除く)

※ 負担区分～農業者 1/2、JA 1/4、町 1/4

### 3. 事業の実施主体

とまこまい広域農業協同組合

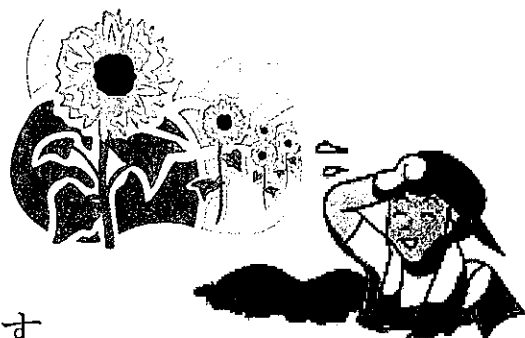
### 4. 事業の参加に必要なもの

- ①実施計画書、②印鑑

※ ①はJA各支所に用意してあります。

#### 【問い合わせ先】

JAとまこまい広域早来支所販売課 ☎22-2525  
 JAとまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525  
 安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515





廃プラの適正処理で、農業環境を守り、快適な農村づくり！

## 農業用廃プラスチック適正処理事業

R4 年度予算要求額 290 千円

### 1 農業用プラスチックとは？

製品原料として塩化ビニールやポリエチレン等のプラスチックをしようしている農業用資材のこと。

〔具体的には〕

園芸用ハウス等の被覆資材、マルチフィルム、水稻用育苗箱、肥料袋、ロールラップサイレージ用フィルム、農業容器など

### 2 助成の内容

- 農業用廃プラスチックの適正処理量 1 kg に対する助成。

J A（協議会）から 2 円、町から 2 円の助成がされます。

### 3 交付対象者

- 町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業法人

### 4 実施主体（マニフェストを交付します。）

農業用廃プラスチック適正処理協議会（早来地区・追分地区）

【事務局：JA とまこまい広域各支所内】

### 5 マニフェスト制度について（参考）

- 本制度は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、返送等を通じて、産業廃棄物の排出事業者が最終的に処理されるまで産業廃棄物を管理する仕組みです。



【問い合わせ先】

J A とまこまい広域早来支所営農課 ☎22-2525

J A とまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525

安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

## ＜継続＞農産物直売・加工推進事業

※要望をいただいてから予算化するため時間を要します。

### 対象者

- ・ 農業者3人以上で組織する団体
- ・ 農業協同組合、農業法人、NPO法人

### 支援対象

・ 地元農産物の直売・加工に係る生産活動の開始または取組拡大に必要な機械設備や資材の導入に要する経費の一部を助成します。

### ＜支援内容＞

主な助成対象経費	補助率等
(直売) POSレジ機器、冷蔵・冷凍機器、陳列設備、簡易施設整備費、内装工事費、包装機器、パイプハウスなど (加工) ガス回転釜、ガス蒸し器、加熱攪拌機、野菜乾燥機、大型冷凍庫、アイス製造機、真空包装機、大型オーブンなど	50%以内  [助成上限額] 3,000千円



### 例えば

・ 平型冷蔵オープンショーケース (246L)	771,750 円 (税込)
・ 縦型冷凍ケース (292L)	819,000 円 (税込)
・ POSレジシステム (東芝テック)	5,692,000 円 (税込)
・ 厨房設備機器一式	2,415,960 円 (税込)
合 計	9,698,710 円 × 補助率 1/2 以内

**農地等を転用する場合には、開発行為の許可が必要です。**

## **1. 農地の転用の許可（農地法第4条）**

農地を農地以外のものにする場合の許可で、4ヘクタールを超える場合は大臣の許可を要します。

【申請窓口～農業委員会農地グループ】

## **2. 農地等の転用のための権利移動の許可（農地法第5条）**

農地又は採草放牧地の権利を取得し、農地等を農地以外のものにする場合の許可で、4ヘクタールを超える場合は大臣の許可を要します。

【申請窓口：農業委員会農地グループ】

## **3. 農用地区域内における開発行為の許可（農振法第15条の2）**

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり、その中には、農地だけでなく、将来、農業上の利用を考えている山林・原野等が含まれていることもあります。これら農用地区域内で開発行為する場合は、許可を要します。

\* 制度の概要は、別紙資料をご覧ください。

【申請窓口：産業振興課農政・畜産グループ】

## ■農用地区域内における開発行為の制限（農振法第15条の2関係）

農用地区域内では、農業上の利用を確保していくため、農業以外の利用を制限していますが、一時的に農業以外への利用を図る場合、あるいは、農用地利用計画に沿ってその用途を変更し農業用施設の建設を行う場合など、同区域内で開発行為を行う際にはあらかじめ市町村長の許可を受ける必要があります。

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり、その中には、農用地だけでなく、将来、農業上の利用を考えている山林・原野等が含まれていることもあり、この場合、これら山林・原野等も開発行為の制限を受けることとなります。

### （1）土地の形質の変更に該当する行為

①	宅地の造成（床面積等が90㎡以上の新・改・増築・仮設等の工作物含む。）
②	土地の開墾
③	農用地間における用途の変更
④	土、岩石又は砂利の採取
⑤	鉱物の掘採
⑥	切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形狀を変更する行為

### （2）必要な手続き

開発行為の許可を受けようとする者は、工事期間や工事計画の概要等を記載した申請書に、開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況等を明らかにした図面等を添付し、市町村長あてに提出して、許可を受けます。

また、次のいずれかに該当する場合には、許可を受けることができません。

①	開発行為を行うことで、その土地において農業上の利用が困難となる
②	周辺農地などに土砂の流失あるいは崩壊などの災害を発生させる恐れがある
③	用排水路の利用に支障を及ぼす恐れがある